

令和3(2021)年10月29日【金】

於 栃木県公館大会議室

第181回 栃木県都市計画審議会

会 議 録

1. 開催日 令和3（2021）年10月29日（金）

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 16名

山田委員、大森委員、森本委員、荒井委員、
青山委員、稲葉委員、小瀬委員(代)、
若林委員(代)、野井委員(代)、齋藤委員、小池委員、
琴寄委員、小林委員、相馬委員、三森委員
久保田委員

※(代)は代理出席であり、2号委員（関係行政機関の職員）については栃木県都市計画審議会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

○事務局 それでは定刻となりましたので、ただいまから第181回栃木県都市計画審議会を開会いたします。

最初に、委員に異動がございましたので、新任委員を御紹介いたします。

2号委員に、国土交通省関東運輸局長 小瀬達之委員が任命されております。本日は代理で、関東運輸局栃木運輸支局支局長 諏訪幸夫様が御出席されております。

同じく、国土交通省関東地方整備局長 若林伸幸委員が任命されております。本日は代理で、国土交通省宇都宮国道事務所所長 井上啓様が御出席されております。

同じく、農林水産省関東農政局長 大角亨委員が任命されております。本日は所用により欠席という御連絡をいただいております。

4号委員に、栃木県議会議員 小池篤史委員が任命されております。

同じく、栃木県議会議員 琴寄昌男委員が任命されております。

同じく、栃木県議会議員 小林幹夫委員が任命されております。

同じく、栃木県議会議員 相馬憲一委員が任命されております。

同じく、栃木県議会議員 三森文徳委員が任命されております。

5号委員に、栃木県市議会議長会会長 久保田武委員が任命されております。

以上で、今回新たに委員となられた方の御紹介を終わります。

開会に当たり、県を代表して田城県土整備部長から御挨拶申し上げます。

○田城県土整備部長 皆様こんにちは。県土整備部長の田城でございます。よろしく願いいたします。

本審議会でございますが、本日の会議を含めまして今年度は2回の開催を予定しておりますが、本日は今年度第1回目の開催となりますので、私から県を代表いたしまして一言御挨拶を申し上げます。

森本会長初め、委員の皆様には大変お忙しい中、本日は御出席をいただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろから都市計画行政の推進に関しまして御支援、御協力を賜っておりますことを、この場をおかりいたしまして重ねて御礼を申し上げます。

さて、近年の気候変動の影響によりまして、自然災害が頻発・激甚化している状況でございます。皆様方も御承知のとおりと思いますが、令和元年東日本台風によりまして、本県におきましても甚大な被害を各地で受けてしまったところでございます。現在は災害復旧に全力で取り組んでいるところでございますが、そのようなことを受けまして、全国的には本年5月に流域治水関連法が成立いたしました。

これに合わせて、都市計画法におきましても、地区単位における防災性を向上させるという目的で地区計画制度が拡充されますなど、特に浸水被害軽減に向けた対策が進められております。

県といたしましても、このような状況を踏まえまして、今年9月16日に栃木県流域治水プロジェクトを策定、公表いたしまして、行政のみならず企業や住民など流域のあらゆる関係者が一体となりまして、防災・減災対策に取り組んでいくこととしたところでございます。今後、都市計画の面からも、災害に強いまちづくりに一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、県が定める都市計画道路2件、佐野市及び小山市から付議いただいております、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく、産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての審議をお願いすることとなっております。委員の皆様方にはそれぞれの専門的なお立場から広く御審議、御意見をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

結びになりますが、今後とも本県の都市計画行政の推進になお一層の御助言、御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

それでは、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○事務局 本日は委員20名のうち出席者は16名となっていることから、栃木県都市計画審議会条例第5条の規定による定足数に達していることを御報告いたします。

それでは、第181回栃木県都市計画審議会に付議されました議案について、御審議をお願いいたします。

議事の進行につきまして、森本会長、よろしくお願いいたします。

○議長 皆さん、こんにちは。それでは議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名委員ですが、本日は3番の大森委員と6番の荒井委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の案件としましては、お手元の次第にございますように、「宇都宮都市計画道路の変更について」のほか付議案件が3件、報告案件が1件でございます。

また、審議会は、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定におきまして、栃木県情報公開条例第7条に定めております、個人の権利利益を害する恐れがある事項などを審議する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除き、原則として公開となっておりますが、第2号議案につきましては、意見書が提出されておりました、審議内容に栃木県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報が含まれておりますことから、審議の一部を非公開とさせていただきます。

また、本日は1名の方が傍聴の希望がございましたので、傍聴を認めることといたします。傍聴される方は、傍聴要領に従い、会議が円滑に進むように御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案「宇都宮都市計画道路の変更について」を議題といたします。

この案件につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 第1号議案について御説明いたします。お手元の第18

1回の議案書を御覧ください。

議案書2ページの計画書並びに3ページの位置図を御覧ください。

今回の変更対象路線は、位置図に赤色で表示しております宇都宮都市計画道路3・4・502号祖母井中央通りでございます。詳細につきましてはお手元の参考資料を使って御説明いたしますので、参考資料と書かれている資料の御用意をお願いいたします。

1ページをお開きください。ページ左上の「1 位置図」を御覧ください。3・4・502号祖母井中央通りは、市貝町との町境を起点として、芳賀町の中心市街地である祖母井地区を經由し、同地区北部の市街化調整区域を終点とする延長2,070m、代表幅員17mの幹線街路でございます。祖母井地区を南北に縦断し、都市内の円滑な移動を確保するとともに、市街地の骨格を形成する幹線街路として平成13年4月に都市計画決定されました。

横断構成については、下の「3 横断図」で示すとおり、全幅17mで都市計画決定されております。

なお、本都市計画道路については、ページ右側の「2 平面図」で示すとおり、南の起点側から区画整理事業に併せて段階的に整備が進められており、約1,130mの区間については既に完成・供用済みとなっております。

今回の変更は、起点位置の名称変更、及び、本路線のうち市街化調整区域内に決定されている黄色い線の先端の終点位置を、市街化区域境の赤色線先端の位置に変更するものでございます。

起点位置の名称変更の理由について御説明いたします。平成27年2月に実施された祖母井南部土地区画整理事業により町名・地番が変更されたことから、これに併せ、起点の位置の名称が芳賀町大字祖母井字行谷から芳賀町祖母井南三丁目に変更となるものです。

次に、終点位置を変更する理由について御説明いたします。当初、都市計画決定された平成13年ごろにおいて、県内では人口増加傾向が続いており、各市町における計画的市街地の発展が求められておりました。芳賀町においても、将来の土地利用計画及び交通形態等を勘案し、土地区画整理事業などによる将来的な市街地の拡大を念頭に、本路線が都市計画決定されたものです。

しかしながら、今般の人口減少・超高齢社会、空き家の増加が進展する状況のもとで、芳賀町が将来都市像を改めて検討した結果、当該路線の市街化調整区域の区間における将来的な都市的土地利用を、農地整備事業の導入による農業的な土地利用に転換することとなりました。これに併せて当該都市計画道路の終点位置を黄色線先端「現計画終点」から、現道への円滑なすりつけが可能となる赤色先端「変更後終点」に変更するものです。これにより延長は約1,185mとなります。なお、今回の変更に当たっての幅員、ルートの変更はございません。

本変更案につきましては、本年4月13日から4月27日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、本件につきましては、関係町である芳賀町に意見を聴取しましたところ、本年8月30日付で異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議をお願いいたします。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に御質問、御意見がないようですので、本案件につきましては、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本件につきましては、原案どおり議決いたします。ありがとうございました。

○議長 それでは、続いて第2号議案に移ります。「足利佐野都市計画道路の変更について」を議題といたします。この議案につきましては意見書が提出されていますが、意見書の審議につきましては、栃木県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報等が含まれていますので、非公開とした上で行います。まずはこの議案の概要につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） それでは、引き続きまして第2号議案につきまして御説明いたします。

先ほどの議案書5ページの計画書並びに6ページの位置図を御覧ください。今回の変更対象路線は、6ページに赤色で表示しております3・5・102号家富町堀込線でございます。

3・5・102号家富町堀込線は、足利市役所に隣接する足利市家富町を起点に、足利学校や鑿阿寺の西側を通り、終点である足利市堀込町の一般国道50号に至る延長約3,350mの都市計画道路であり、一級河川渡良瀬川により分断された足利市の南北市街地を結び、都市の骨格を形成する幹線街路として都市計画決定されました。詳細につきましてはお手元の参考資料を使って御説明いたします。

参考資料2ページ左上の「1 位置図」を御覧ください。今回変更となるのは水色の点線で示した3・4・1号前橋水戸線交差部から都市計画道路3・5・115号東武駅前線までの約480mの区間になります。

右下の写真を御覧ください。対象区間の一級河川渡良瀬川にかかる中橋になります。昭和10年に架設された中橋は足利市のシンボリックな存在であり、3連アーチの景観は市の原風景として多くの人に親しまれております。

一方で架設から85年が経過し、老朽化による影響で継続的な点検・維持補修が必要

になっていること、さらにはページ下側の「2 平面図」の右下に示す写真のとおり、中橋がかかる位置は堤防の前後に比べて低くなっており、洪水が堤防を越える恐れがあるため重要水防箇所に指定されております。令和元年東日本台風においては水防活動のため通行止めになるなど、近年の頻発・激甚化する自然災害に対する安全なまちづくりに向けて、その解消が喫緊の課題となっております。

また、当該区間については、JR両毛線の踏切があることや、3・4・1号前橋水戸線との交差点における佐野市方面へ向かう右折車が卓越していることなどから、日常的に混雑が発生しており、円滑な交通が求められております。また、近隣の高等学校等へ通学する多くの生徒等の安全確保のため、自転車と歩行者を分離することなどが求められています。災害に強いネットワークの構築や、より安全な交通処理機能の確保のため、都市計画を変更するものでございます。

2ページ下側の「2 平面図」を御覧ください。まず、黄色の線で示す現在の都市計画の内容について御説明いたします。図面左側でございます3・4・1号前橋水戸線との平面交差に始まり、JR両毛線、3・6・103号伊勢町渡良瀬橋線を高架でまたぎ、渡良瀬川を渡河し東武伊勢崎線と立体交差する計画で都市計画決定されています。

次に、変更区間において予定されている道路の構造について御説明いたします。下の縦断イメージを御覧ください。現在の道路は黒線で示した形になります。左岸側については、橋梁部において架け替えにより現在の路面から5m程度上がることとなります。これに伴い、渡良瀬川左岸からJR両毛線へは高架の構造となり、3・4・1号前橋水戸線で平面交差となる計画です。右岸につきましても架け替えに伴い路面から4m程度上がり、東武鉄道との交差部付近で現況の道路と同じ高さとなります。交差構造については、先ほど御説明した当初の都市計画から変更はございません。

今回の変更は幅員の変更になります。「3 横断図」を御覧ください。まず、a断面については擁壁の区間となりますが、幅の変更はございません。

b断面においては、車道の勾配が急になることから、自転車、歩行者の安全確保を図るため、斜路付きの階段を設置しております。これにより幅員を25mから31.8mに変更します。

c断面につきましては、幅員を25mから26.4mに変更しております。これは3・4・106号川崎渡良瀬橋線との交差部において、将来の交通量を勘案した右折車線の滞留長を確保するために付加車線を設置したためです。また、安全確保のため、自転車と歩行者の通行空間を分離させる構造にしています。

d断面に示す橋梁部においては、魅力ある景観を保持するために既存橋梁の3連アーチ部を歩道と自転車道として活用するため下流側に移設し、幅員を20mから28.5mに変更いたします。

本変更案につきましては、都市計画法第17条の規定に基づき、令和3年9月7日か

ら9月21日までの2週間公衆の縦覧に供したところ、149件の意見書が提出されました。

また、この変更案について、関係市である足利市の意見を聴取したところ、本年10月18日付で異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

- 議長 続きまして、第2号議案に提出された意見書について説明を求めたいと思います。さきに申し上げましたが、意見書に関しましては、栃木県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報等が含まれておりますので、これより審議を非公開とさせていただきます。報道関係者及び傍聴人の方々におかれましては、本件の審議が終わるまで御退席くださいますようお願いいたします。

(報道関係者、傍聴人退室)

本部分に関する審議については、栃木県情報公開条例7条第2号に該当する個人情報の審議に当たることから非公開としています。

それでは、これより会議を公開いたします。

(報道関係者、傍聴者入室)

- 議長 それでは、これから会議を再開いたします。

御退席いただいた方もおられますので、先ほどの審議結果についてお知らせいたします。第2号議案「足利佐野都市計画道路の変更」につきましては、今後事業を進めるに当たって、引き続き地域の皆様の御不安や御心配をできる限り払拭できるよう丁寧な対応に努めていただくこととして、原案どおり議決いたしました。

-
- 議長 それでは、3号議案に移ります。第3号議案「足利佐野都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

- 幹事（栃木県都市計画課長） 第3号議案について御説明いたします。お手元の議案書の7ページから10ページまでが第3号議案でございます。

議案書10ページの位置図を御覧願います。本案件は、建築基準法第51条ただし書の規定によりまして、民間事業者が佐野市内の赤の区域に計画する「産業廃棄物処理施設」の敷地の位置が、都市計画上支障がないかどうか御審議いただくものでございます。第3号議案の詳細につきましては、特定行政庁の事務を所管しております佐野市都市建設部建築指導課長から御説明いたします。

- 事務局（佐野市都市建設部建築指導課長） 佐野市建築指導課長の青木です。それでは、第3号議案について御説明いたします。

参考資料3ページを御覧ください。ページの中ほどに条文を抜粋しておりますが、建築基準法第51条では、「都市計画区域内においては卸売市場、火葬場またはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定されているものでなければ新築し、又は増築してはならない。」とされております。一方、ただし書といたしまして、「特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りではない。」とされております。

本案件につきまして、建築基準法第51条ただし書許可が必要になる理由ですが、枠内※2の「政令で定める規模の基準」を御覧ください。建築基準法施行令第130条の2の3の赤字部分で示す、第1項第三号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る増築」時に「政令で定める規模」を超えるためであります。「政令で定める規模」につきましては、建築基準法施行令第130条の2の3で示す第三号チ及びヌに掲げられております。廃プラスチック類の破碎施設については、1日の処理量が6tを超えるものに該当いたします。木くずの破碎施設につきましては、1日の処理量が100tを超えるものに該当いたします。

以上の理由をもちまして、本案件は当該ただし書における許可が必要となっております。

本案件は、当該地においてセメント製造を営んでいる事業者が、廃プラスチック類・木くずの破碎施設を新たに設置し、当該施設を増築するものでございます。

それでは、議案の内容について説明させていただきます。参考資料4ページを御覧ください。

左側「1 位置図」を御覧ください。当該地の位置を赤色で示しております。

場所は東武佐野線葛生駅から北東へ約1.5kmに位置しており、用途地域は主として工業の利便の増進を図る地域である「工業地域」と、用途地域の指定がない「市街化調整区域」にまたがる敷地となっております。このため、周辺には工場が多く立地しており、本施設が周辺の土地利用に支障を生じさせることはないものと考えております。

当該地へは、市道築地一の沢線と市道万町築地線から搬入搬出することとしております。

次に、「2 施設の概要」を御覧願います。現在、セメント焼成炉（産業廃棄物焼却・焼成施設）では、セメント製品となる前の中間製品であるクリンカを焼成するための熱量源として、石炭のほか、木質チップ、廃プラスチック類、再生油等を活用しております。廃プラスチックは、粒径が一定寸法以下でないと熱量源として活用できないため、当工場に搬入する前に前処理として粉碎・破碎したものや、もともとサイズの小さいものを受け入れております。近年、アジア各国が使用済プラスチックの引き取りを規制し始めたこともあり、日本国内処理体制の整備が求められており、廃プラスチック類の処

理要請もふえております。廃プラスチック類等の代替熱量源をふやすことにより、化石エネルギー由来のCO₂削減に寄与し、資源循環型社会への貢献を図るため、今回新たに廃プラスチック類の破碎施設を増築するものでございます。

この施設により、大きなサイズの廃プラスチック類の破碎を行い、熱量源として活用する計画です。また、破碎機の新設に伴い、木くずの処理能力も増加いたします。

「3 施設配置図」を御覧ください。処理施設の配置でございますが、敷地中央付近に赤色で示した破碎機が設置される建屋1棟を増築する計画となっております。

周辺地域の生活環境に及ぼす影響についてですが、騒音及び振動に関する「生活環境影響調査」を実施しており、評価を行っています。評価の結果、いずれも基準等を下回っており、周辺地域の生活環境への影響は特に問題ないと考えております。また、市と公害防止協定書を締結しております。地元との調整につきましては、近隣町会に対して説明を行い、環境保全協定書を締結しております。

また、前面の市道築地一の沢線は、幅員がおおむね7.5m程度となっておりますが、近隣小中学校の通学路とはなっておりません。市道万町築地線は、幅員が12.4m程度となっております。こちらについては通学路として利用されておりますが、住宅地と学校の位置関係から、申請地の反対側における西側の歩道を利用しておりますので、通学生と搬入車両が交差することはありません。その他、一般歩行者にも十分注意し、車両の通行を行います。

以上のことから、本施設の敷地の位置については都市計画上支障がないものと考えております。

第3号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議をお願いいたします。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

御質問、御意見がないようですので、本案件につきましては、都市計画上支障がない旨、佐野市長に答申することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件については、都市計画上支障がない旨を佐野市長に答申いたします。

○議長 続いて、第4号議案に移りたいと思います。第4号議案「小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事(栃木県都市計画課長) 引き続きまして、第4号議案について御説明いたします。

お手元の議案書の11ページから13ページまでが、第4号議案でございます。

議案書13ページの位置図を御覧願います。

本案件は、建築基準法第51条ただし書の規定によりまして、民間事業者が小山市内の赤の区域に計画する産業廃棄物処理施設の敷地の位置が都市計画上支障がないかどうか、御審議いただくものでございます。第4号議案の詳細につきましては、特定行政庁の事務を所管しております小山市都市整備部建築指導課長から御説明いたします。

○事務局（小山市建築指導課長） 小山市建築指導課長の関と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、第4号議案について御説明いたします。参考資料の5ページを御覧ください。建築基準法第51条については、第3号議案にて御説明があったとおりでございます。

続いて、本案件に関して、建築基準法第51条ただし書の許可が必要になる理由ですが、枠内※2（政令で定める規模の基準）建築基準法施行令第130条の2の3の赤字部分で示す、第1項第三号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る用途変更」時に「政令で定める規模」を超えるためであります。「政令で定める規模」については、建築基準法施行令第130条の2の3で示す第三号チに掲げられており、廃プラスチック類の破碎施設については、一日の処理量が6tを超えるものが該当いたします。以上の理由をもちまして、本案件は当該ただし書における許可が必要となっております。

本案件は、申請者が当該地において平成22年2月から法第51条ただし書の許可が不要な範囲内で営業していましたが、このたび破碎機1台を増設し、施設稼働時間を延長しようとするものです。

それでは、議案の内容について説明させていただきます。

参考資料の6ページ左側「1 位置図」を御覧ください。申請地の位置を赤色で示しております。

当該地は、JR小山駅から北東へ約2kmに位置しており、用途地域は工業の利便の増進を図る地域である「工業専用地域」でございます。当該地域は工場が多く立地しており、本施設が周辺の土地利用に支障を生じさせることはないものと考えております。

当該地への主な搬入搬出経路は、国道4号または新4号国道を使用し、小山市道15号線、同2369号線を経て搬入搬出しております。

次に「2 施設の概要」を御覧ください。事業者は建設現場・解体現場等から排出される廃プラスチック類等の産業廃棄物の破碎等の処理を行い、処理後は再生材・有価物・熱源等にして搬出する産業廃棄物中間処理施設を営んでおります。

本施設における処理の主な流れですが、計量、保管後、選別され、処理品目ごとに保管し、その後、処理品目に応じて破碎等の処理を行います。処理後は運搬車により搬出し、リサイクルメーカー等へ売却、また売却できないものについては焼却、埋立処分されます。破碎時は粉塵の飛散を防止するため、建屋内で集塵機を稼働させ、散水を交えながら作業を行っております。

次に「3 施設配置図」を御覧ください。処理施設の配置でございますが、敷地は赤の実線で示した範囲であり、黒枠で示しているのが建築物で、そのうち赤色で示しているのが、新たに設置される破砕機となります。

周辺地域の生活環境に及ぼす影響については、大気、騒音、振動及び悪臭に関する「生活環境影響調査」を実施し、評価を行っております。その結果、いずれも基準等を下回っており、周辺地域の生活環境への影響は特に問題ないと考えております。付近には病院や社会福祉施設が立地しておりますが、近隣の自治会や周辺の事業者等に対し説明を行い、施設設置、稼働時間等について承諾をいただいております。

また、前面の小山市道2369号線は車道部幅員7.6m～9.6m、片側歩道部幅員2mで、近隣中学校の通学路として利用されておりますが、歩道は申請地の反対側に当たる西側に設置されており、通学生と搬入搬出車両が交錯することはありません。

以上のことから、本施設の敷地の位置については都市計画上支障がないものと考えております。

第4号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議をお願いいたします。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

御質問や御意見がないようですので、本案件については、都市計画上支障のない旨を小山市長に答申することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議ございませんので、本案件については、都市計画上支障のない旨を小山市長に答申いたします。

以上をもちまして本日の議案の審議を終了いたします。本日、御審議いただきました議案につきましては、直ちに答申の手続きをとりますので御了承願います。

○議長 続きまして、報告事項に移ります。報告第1号「市町村の都市計画決定案件について」、事務局から報告をお願いいたします。

○幹事(栃木県都市計画課長) それでは、お手元の「報告資料」という冊子を御覧ください。表紙をめくっていただいたページの報告番号1を御覧ください。本年2月5日から10月28日までの間に、市町村が都市計画決定を行いました案件について、報告するものでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、1ページを御覧ください。こちらの表は、市町村ごとに都市計画決定の件数を計画種別ごとに集計したものでございます。計の欄に記載したとおり、土地利用に関するものが30件、都市施設に関するものが10件、市街地開発事業に関するものが4件、合計44件の都市計画決定がされております。

なお、それぞれの計画の概要につきましては2ページから7ページ目に、位置につい

ては8ページ以降に添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。報告ということでございますので、後ほど中身の御確認をいただければと思っております。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。委員の皆様には御審議いただきましてまことにありがとうございました。

それでは、司会を事務局にお返しいたします。

○事務局 長時間にわたり御審議いただきありがとうございます。

なお、本日の審議で使用した資料のうち緑色とピンク色の表紙の資料につきましては、恐れ入りますが、お帰りの際に席にそのまま置いていただきますようお願いいたします。本日用意いたしました資料が不要な場合には、机の上に置いていただいたままで結構でございます。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。

午後2時32分 閉会